

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準の制定について

平成20年3月3日例規（交指）第15号

警察本部長

〔沿革〕 平成22年3月例規（警）第12号

各部長・参事官・所属長

見出しの基準を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

記

別添

第1 総則

1 趣旨

この基準は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定による指示の運用基準並びに運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第75条第2項、法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の処分をする場合における処分量定の細目基準（以下「運用基準等」という。）を定めるものとする。

2 運用基準等の適用範囲

この運用基準等は、読替え後の法第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定による指示（以下「指示」という。）について適用するものとする。これらの指示は、自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為等が行われた場合に行うものであるが、自動車運転代行業者の業務は、「運転代行業務」と「その他の業務」に分けるものとする。

3 用語の定義

この運用基準等において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

（1）指示にかかる使用制限

法第75条の2第1項の規定により、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

（2）運転代行業務

代行運転自動車又は随伴用自動車を運転する業務をいう（運転代行業法第2条第4項）。

（3）代行運転自動車

自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車をいう（運転代行業法第2条第6項）。

（4）随伴用自動車

自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいう（運転代行業法第2条第7項）。

（5）自動車運転代行業者の業務

運転代行業務と一般営業活動等その他の業務の双方が含まれる。ただし、自動車運転代行業者の業務と関係なく車両が使用されていた場合は除く。

4 指示の対象等

運転代行業務に関して行われた違反行為について、読替え後の法による指示の対象となるのは、次に掲げる場合とする。

（1）代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が最高速度違反行為をした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両につき自動車運転代行業者が最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないとき（読替え後の法第22条の2第1項）。

（2）随伴用自動車につき、法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（過積載車両に係る措置命令）がされた場合において、当該命令に係る随伴用自動車につき自動車運転代行業者

が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないとき（読替え後の法第58条の4）。

(3) 代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が過労運転をした場合において、当該過労運転に係る車両につき自動車運転代行業者が過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないとき（読替え後の法第66条の2第1項）。

5 指示に係る使用制限

前4(2)の指示が行われた後、当該指示に係る違反行為が行われた場合は、使用制限の対象とする。

6 指示に係る弁明の機会の付与

読替え後の法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）上の不利益処分にあたることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手續を執るものとする。

なお、弁明の機会の付与に当たっては、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定めるところによるとともに、予想される指示内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

第2 指示の運用基準

1 最高速度違反行為に係る指示の運用基準

(1) 最高速度違反行為に係る指示は、運転代行業務に関し最高速度違反行為が行われた場合において、次のアからカまでのいずれかの要件に該当し、

○ 当該自動車の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。

○ 当該自動車による運行について、最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていない。

○ 顧客から運転代行の依頼を受けた際の配車指示等が、最高速度違反行為の防止に留意したものとなっていない。

など当該自動車運転代行業者が当該自動車につき、最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

ア 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両について、過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われていたとき。

イ 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して当該最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは、当該運転者が当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情があるとき。

ウ 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていたとき。

エ 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示（運転代行業務中の最高速度違反行為に係る指示を除く。）を受けた者であるとき。

オ 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に法第75条第2項の規定による下命・容認に係る使用制限（以下「下命・容認に係る使用制限」という。最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者であるとき。

カ 自動車運転代行業者が過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示に違反したとして、運転代行業法第23条第1項等の規定により、営業の停止を命令された者であるとき。

(2) 前(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア 前(1)のアからカまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、運転代行業法第22条第1項等の規定による指示又は同法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなるとき。

イ 指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者であるとき（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）。

(3) 指示の内容

運転代行業務に関し行われた違反について指示を行う場合には、指示に係る自動車を個別に特定することなく、運転代行業務全般に関して最高速度違反行為を防止するため必要な措置を執ることを指示するものとする。また、当該指示においては、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

(4) 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとし、様式については、「最高速度違反行為及び過労運転に係る指示、使用制限に関する事務処理要領の制定について」（平成10年例規（交指）第24号）（以下「最高速度違反行為等の事務処理要領」という。）の定めるところによる。

(5) 留意事項

ア 前記(1)から(4)までが適用されるのは、運転代行業務に関して行われた最高速度違反行為に係る指示であることから、運転代行業務以外の自動車運転代行業者の業務に関して行われた最高速度違反行為に係る指示については、次記4によること。

イ 運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務に関して行われた最高速度違反行為は、前(1)から(4)までに定める基準により指示の対象となること。

ウ 指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が最高速度違反行為を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

エ 指示の発出に当たっては、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）と交通部交通総務課（以下「交通総務課」という。）との間で十分な協議を行うこと。

(6) 指示発出後の手続

ア 交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、指示を発出した場合、その旨及び内容を交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）に通知するものとする。

イ 交通指導課長は、指示を発出した後に当該指示を受けた自動車運転代行業者の運転代行業務に関し最高速度違反行為が行われた場合、その旨及び内容を交通総務課長に通知するものとする。

2 過積載運転行為に係る指示の運用基準

(1) 過積載運転行為（法第58条の3第1項に規定する「過積載」をして車両を運転する行為をいう。）に係る指示は、随伴用自動車について過積載運転行為が行われ、当該運転者に法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

ア 自動車運転代行業者が使用する車両について、過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされていたとき。

イ 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情があるとき。

ウ 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていたとき。

エ 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者であるとき。

オ 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者であるとき。

(2) 前(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア 前(1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなるとき。

イ 前(1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた自動車運転代行業者の当該指示に係る車両であるとき（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）。

(3) 指示の内容

指示の内容は、過積載運転行為に係る自動車を特定し、当該自動車の使用の態様に応じて、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

(4) 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとし、様式については、「過積載に係る指示、自動車の使用制限等に関する事務処理要領の制定について」（平成7年例規（交指）第7号）の定めるところによる。

(5) 留意事項

ア 運転代行業務に関し行われる過積載運転行為のうち、指示の対象となるのは、随伴用自動車を運転する業務に関して行われるものに限られる。運転代行業務以外の業務に関して行われた過積載運転行為に係る指示については、次記4によること。

イ 運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務のうち随伴用自動車を運転する業務に関して行われた過積載運転行為については、前記(1)から(4)までに定める基準により、指示の対象となること。

ウ 指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が過積載運転行為を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。

エ 指示発出後1年以内に、当該指示に係る車両が過積載運転行為を行った場合、読替え後の法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の理由となる。一方、指示に違反しても、運転代行業法による営業停止処分の対象とはならないことに留意すること。

3 過労運転に係る指示の運用基準

(1) 過労運転（法第66条の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為をいう。）に係る指示は、運転代行業務に関し過労運転が行われた場合において、次のアからカまでのいずれかの要件に該当し、

○ 当該自動車の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。

○ 当該自動車による運行について、過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていない。

○ 当該自動車の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で自動車を運転させないようにするための措置が的確に行われていない。

○ 顧客から運転代行の依頼を受けた際の配車指示等が、過労運転の防止に留意したものとなっていない。

など当該自動車運転代行業者が当該自動車につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

ア 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両について、過去1年以内に1回以上の過労運転が行われていたとき。

イ 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情があるとき。

ウ 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていたとき。

エ 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示（運転代行業務に関し行われた違反に係る指示を除く。）を受けた者であるとき。

オ 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者であるとき。

カ 自動車運転代行業者が、過去1年以内に、過労運転に係る指示に違反したとして、運転代行業法第23条第1項等の規定により、営業の停止を命令された者であるとき。

- (2) 前(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。
- ア 前(1)のアからカまでのいずれかに該当することとなる過労運転について、運転代行業法第22条第1項等の規定による指示又は同法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなるとき。
 - イ 指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者であるとき（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）。

(3) 指示の内容

運転代行業務に関し行われた違反に係る指示を行う場合には、指示に係る自動車を特定することなく、運転代行業務全般に関して過労運転を防止するため必要な措置を執ることを指示するものとする。また、当該指示においては、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すものとする。

(4) 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとし、様式については、最高速度違反行為等の事務処理要領の定めるところによる。

(5) 留意事項

ア 前記(1)から(4)までが適用されるのは、運転代行業務に関し行われた過労運転に係る指示である。運転代行業務以外の自動車運転代行業者の業務に関し行われた過労運転に係る指示については、次記4によること。

イ 運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務に関し行われた過労運転は、前記(1)から(4)までに定める基準により、指示の対象となること。

ウ 指示内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が過労運転を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

エ 指示の発出に当たっては、交通指導課と交通総務課との間で十分な協議を行うこと。

(6) 指示発出後の手続

ア 交通指導課長は、指示を発出した場合、その旨及びその内容を交通総務課長に通知するものとする。

イ 交通指導課長は、指示を発出した後に当該指示を受けた自動車運転代行業者の運転代行業務に関し過労運転が行われた場合、その旨及びその内容を交通総務課長に通知するものとする。

4 「その他の業務」に関して行われた違反に係る指示

自動車運転代行業者の業務のうち運転代行業務以外のものに関して行われた最高速度違反行為、過積載運転行為又は過労運転に係る読替え後の法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示については、運転者が自動車運転代行業者以外の者である場合にのみ、「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準の制定について」（平成14年例規（交指）第26号）（以下「最高速度違反行為等の運用基準等」という。）に定める基準に必要な読替えを行った上で適用して行うものとする。

第3 読替え後の法第75条第2項の規定による自動車等の使用制限の運用及び処分量定の細目基準

1 使用制限の対象

- (1) 自動車運転代行業者が使用する自動車について、読替え後の法第75条第2項の規定による自動車の使用制限の対象となるのは、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、その自動車運転代行業務の業務に関し、自動車の運転者に対して、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、過積載運転行為又は駐停車違反行為を行うことを下命し、又はこれらの行為を容認した場合で次のいずれかに該当するものとする。

ア 随伴用自動車の運転者が、無資格運転又は過積載運転行為をしたとき。

イ 随伴用自動車以外の運転代行業務の用に供される自動車の運転者が、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、過積載運転行為又は放置行為をしたとき。

- (2) 代行運転自動車及び随伴用自動車については、自動車運転代行業者が、その運転者に対して、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転又は駐停車違反行為を行うこと

を下命し、又はこれらの行為を容認した場合でも、使用制限の対象とはならない。

ただし、この場合、読替え後の法第117条の2第2号等の規定による処罰の対象となるほか、運転代行業法第22条第1項等の規定による指示の対象となる。

2 処分公安委員会

読替え後の法第75条第2項の規定により使用制限を命ずるのは、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会である。

3 使用制限の運用及び処分量定の細目基準

前記1及び2のほか、読替え後の法第75条第2項の規定による使用制限の運用及び処分量定の基準については、「自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準の制定について」（平成12年例規（交指）第42号）に定める基準に必要な読替えを行った上で適用して行うものとする。

第4 読替え後の法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の運用及び処分量定の細目基準

1 使用制限の対象

自動車運転代行業者が使用する自動車について、読替え後の法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の対象となるのは、随伴用自動車について、過積載運転行為に係る指示の後1年以内に過積載運転行為が行われた場合又は随伴用自動車以外の自動車運転代行業の用に供される自動車について指示が行われた後1年以内に当該指示に係る違反行為と同種の違反行為が行われた場合に限られる。

2 処分公安委員会

読替え後の法第75条の2第1項の規定による使用制限を命ずるのは、自動車運転代行業の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会である。

3 使用制限の運用及び処分量定の基準

前記1及び2のほか、読替え後の法第75条の2第1項の規定による使用制限の運用及び処分量定の基準については、最高速度違反行為等の運用基準等に定める基準に必要な読替えを行った上で適用して行うものとする。

第5 読替え後の法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の運用及び処分量定の細目基準

1 使用制限の対象

自動車運転代行業者が使用する車両について、読替え後の法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の対象となるのは、代行運転自動車又は随伴用自動車以外の自動車運転代行業の用に供される車両に限られる。

2 読替え後の法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限を命ずるのは、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会である。

3 事務処理要領等

前記1及び2のほか、読替え後の法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に係る処分基準該当性判断に当たっての留意事項及び処分量定の細目基準並びに事務処理要領については、「放置駐車違反車両の使用制限に関する事務処理要領の制定について」（平成18年例規（交指）第25号）に必要な読替えを行った上で適用して行うものとする。